

制限付一般競争入札（電子入札）における落札保留通知の一部内容変更について

4月以降の制限付一般競争入札（電子入札）における落札保留通知に記載する内容について、次のとおりとします。

旧：落札予定者及び金額

新：落札予定者（金額は落札決定時に公表します）

電子入札における辞退の取扱いについて

入札書の提出後は辞退の届け出等は一切認めておりませんが、次の場合は、入札そのものを「無効」として取り扱います。

1 同一入札期間で開札する同工種（※1）同等級の制限付一般競争入札及び指名競争入札において、落札（予定）者となった後、技術者が配置できない等の理由で、その後に開札する入札案件（※2）を落札しても受注できないため、以下の手続きを取った場合は、以降に開札するその業者の入札そのものを無効とします。

① 速やかに電話で今後開札する案件の「落札（予定者）辞退届」を提出することについて、速報として総務課契約係へ連絡する。

② 「落札（予定者）辞退届」（A4縦の用紙で任意様式）に理由を記載し、代表者使用印を押印したものをFAXで総務課契約係に送信する。

③ ②で送信した原本を、総務課契約係まで持参または速達で郵送する。

※1：土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、標識設置工事等の各工事及び測量、（建築・土木）設計業務、地質調査、補償コンサルタント業務等の各建設関連業務をいう。

なお、辞退後の入札参加（辞退取り消し）は、操作そのものができません。

※2：開札の順番は、制限付一般競争入札公告及び指名競争入札通知の開札時間を確認すること。

2 入札後開札前に一関市営建設工事に係る指名停止措置要綱第3による指名停止処分を受けた場合は、指名停止日時時点で無効とします。